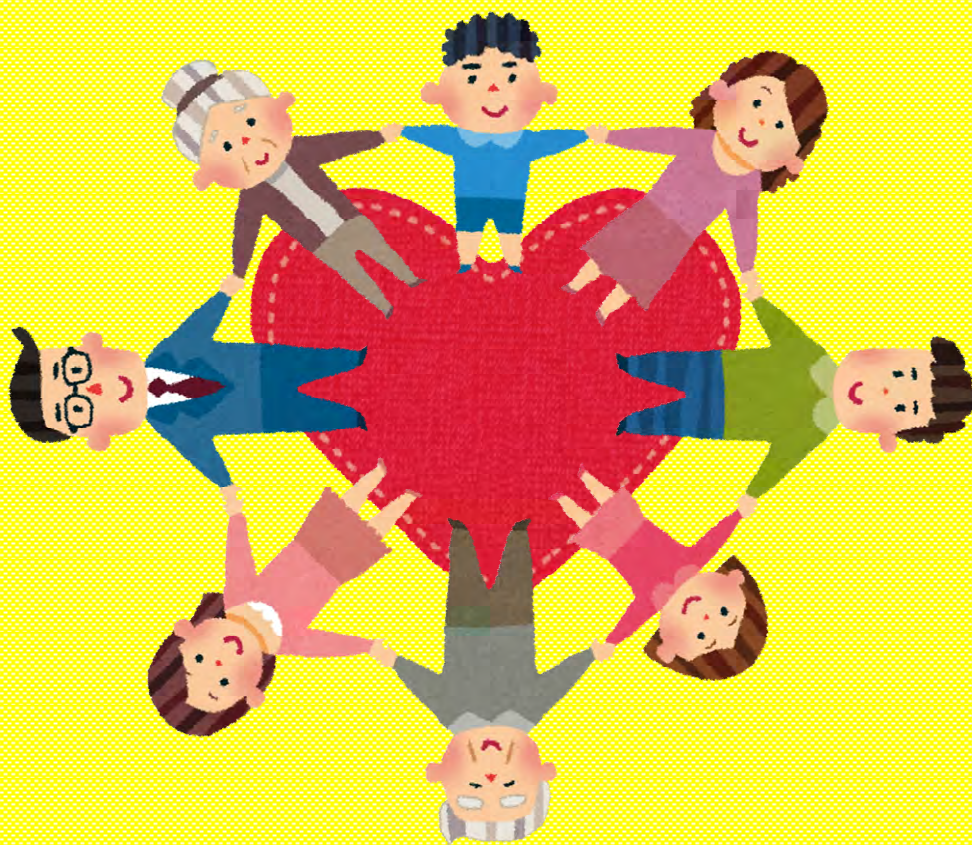


あったかさはえあいプラン

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画

概 要 版



令和2年3月

南 房 総 市

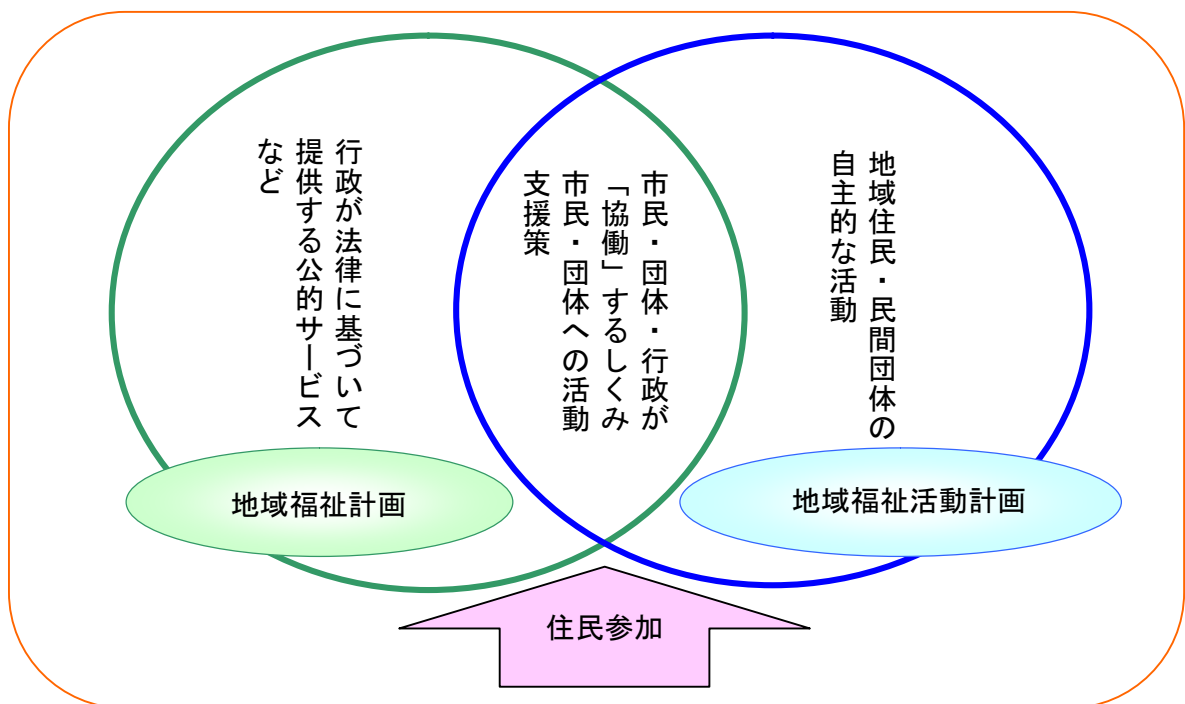
社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

「地域福祉」とは

公的な制度による福祉サービスを利用するだけでなく、「地域の人と人との『つながり』を大切にし、お互いに支え合い助け合うような関係や、その仕組みをつくっていくこと」とされています。

計画の性格と位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」と、地域住民と地域の福祉の担い手であるボランティア、NPO等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として社会福祉協議会が中心となり策定する「地域福祉活動計画」の双方を含み、一体的に策定したものです。



「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の2つの計画は、「地域福祉の推進」という同じ目的で策定する計画のため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針の下に策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましいとしています。

そこで、市と市社会福祉協議会では、2つの計画の整合が図られ、地域福祉の向上を進めていけるよう、一体的に策定することとしました。





計画の展開

基本理念

みんながつながり支え合う みんなにやさしいまちづくり

【基本目標】

1 支え合い助け合い
『人』がつながる
まちづくり

2 誰もが安心して
『夢』を持って暮らせる
まちづくり

3 一人ひとりに寄り添い
『未来』へつなげる
まちづくり

【実現するためにめざすこと】

- 1 みんなで地域のつながりをつくる
- 2 地域のさまざまな分野の機関とつながり、活動する
- 3 地域交流の場をつくる
- 4 災害に備えた地域の連携体制を強化する
- 5 外出に困らない地域をつくる
- 6 福祉活動への意識を高め、担い手を増やす

- 1 最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる
- 2 心身の健康づくりに取り組み、健康寿命を伸ばす
- 3 子育てしやすい地域をつくる

- 1 一人ひとりに寄り添う相談体制をつくる
- 2 困りごとを抱える人をみんなで支える
- 3 地域で生活するための環境を整える

具体的な計画内容

「みんながつながり支え合う みんなにやさしいまち」を創っていくためには、**市民・市・市社会福祉協議会等**がそれぞれの分野で主体的・積極的に役割を果たし、**地域社会全体が力を合わせて“役割分担と連携・協働”による取り組み**を行っていく必要があります。

 市民の皆さん、 市、 市社会福祉協議会・福祉関係機関 の

それぞれの主な取り組みは次のとおりです。

基本目標 1 支え合い助け合い 『人』がつながるまちづくり

1 みんなで地域のつながりをつくる

-  ・「あいさつ・声かけ」をし、地区の行事に参加しましょう。
・できる範囲でご近所同士助け合い、協力しましょう。
-  ・さまざまな団体をつなぐネットワークづくりを支援します。
-  ・ささえあいネットワーク（協議体）の機能を高め、課題解決に向けた体制づくりを支援します。



2 地域のさまざまな分野の機関とつながり、活動する

-  ・さまざまな団体が開催する行事に参加したり、活動に協力しましょう。
-  ・福祉関係機関や医療機関、行政区などと連携して課題に取り組みます。
-  ・ボランティア団体、NPOなどが分野を超え、連携した活動ができるよう、情報交換や交流の場をつくっていきます。



3 地域交流の場をつくる

-  ・ご近所同士でお茶会をしたり、サロンやサークル活動に参加してみましょう。
-  ・サロンの拡大・充実を支援し、異世代交流の場をつくれます。
-  ・「ふれあいサロン（お達者サロン）」やご近所仲間が集う場所を増やし、住民同士が見守り支え合う体制づくりを支援します。

4 災害に備えた地域の連携体制を強化する

-  ・自主防災組織を整備し、すべての人を対象とした「防災計画」を立てましょう。
-  ・避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織等に提供します。
-  ・さまざまな人に配慮した避難所開設に努めます。
-  ・災害ボランティアセンター立上げの準備や災害ボランティアの養成・確保に努めます。

5 外出に困らない地域をつくる

-  ・ご近所同士で一緒に出かけたり、自分に合った移送サービスを利用しましょう。
-  ・移動販売や宅配を利用してみましょう。
-  ・外出支援バス等の利用助成や外出支援の新たな仕組みについて検討します。
-  ・ボランティア移送サービスの利便性向上を図ります。
-  ・買い物支援の方法の開拓と普及を図ります。

6 福祉活動への意識を高め、担い手を増やす

-  ・さまざまな活動に参加し、所属する団体の活動等をアピールしましょう。
-  ・ボランティア養成講座などで、ボランティアについて学びましょう。
-  ・福祉活動の普及・啓発を図り、福祉教育を充実させます。
-  ・ボランティアセンター機能の充実を図ります。
-  ・さまざまな講座等を開催し、担い手を増やします。





市民の皆さん



市



市社会福祉協議会・福祉関係機関

基本目標 2 誰もが安心して『夢』を持って暮らせるまちづくり

1 最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる



- ・さまざまな特性を持った人と交流し、理解して受け入れましょう。
- ・自分の考えを持ち、相手に伝えましょう。また、できるかぎり相手の考えを尊重しましょう。



- ・市民による見守り活動を支援し、在宅での生活を支援します。



- ・日頃からの見守り活動や、「生活援助サービス（みなみん・おたすけサービス）」など、住民による支え合いの仕組みづくりを支援します。

2 心身の健康づくりに取り組み、健康寿命を伸ばす



- ・規則正しい生活を心がけ、総合検診等を受けたり、健康教室に参加しましょう。



- ・さまざまな健康教室を開催し、検診の受診勧奨・事後指導を行います。



- ・ふれあいサロンやシニアクラブなどの活動を通じ、閉じこもり防止や健康づくり、介護予防の普及促進を図ります。

3 子育てしやすい地域をつくる



- ・地域での見守り、声かけをしましょう。
- ・子育て支援ボランティアに参加したり、活用したりしましょう。



- ・「子育て世代包括支援センター」を設置し、子育て世代のニーズに合った事業の充実を図ります。



- ・子育て家庭やひとり親家庭への支援や子育てをサポートする活動への支援を行います。



基本目標3 一人ひとりに寄り添い『未来』へつなげるまちづくり

1 一人ひとりに寄り添う相談体制をつくる



- わからないことや困った時は相談しましょう。
- さまざまな場所から発信されている情報を受け取るよう心がけましょう。



- 「福祉総合相談窓口（総合案内）」の設置を検討します。
- 「地域包括支援センター」の充実を図ります。



- 民生委員・児童委員などへの情報提供と支援に努め、行政や関係機関と連携した総合相談体制をめざします。

2 困りごとを抱える人をみんなで支える



- 虐待が疑われる場合は、行政機関に速やかに連絡しましょう。
- 自分が知っている福祉情報を周りの人にも教えてあげましょう。



- 福祉制度やサービスの情報をわかりやすく提供します。
- 虐待やDV、再犯防止の啓発を行います。



- 生活に困りごとを抱える人たちに寄り添い、支援します。
- 成年後見制度への取り組みとして「法人後見」や「市民後見人」の養成に努めます。



3 地域で生活するための環境を整える



- 行政機関が行う講座や研修を受けて、就労活動しましょう。
- 空き家バンクなどを活用し、住宅を確保しましょう。



- 起業、農業・漁業への新規就労支援やハローワーク等と連携した就労支援を行います。
- グループホームの開設・入居の推進、「空き家バンク制度」の充実を図ります。



- 生活が困難な人を就労につなげ、自立できるよう支援します。



計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とし、社会情勢や市民の要望等の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

平成30年度 2018年度	平成31年度 令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度
策定作業		地域福祉計画・地域福祉活動計画					

計画の進行管理

進捗状況等の点検・評価を行い、効果的な進行管理（「PDCAサイクル」の確立）を図っていくとともに、法令、制度および事業に変更が生じた場合は、柔軟かつ速やかに計画の見直しを図ります。

*「PDCAサイクル」とは

Plan/Do/Check/Actの頭文字を取ったもので、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Act）の流れを次の計画に活かしていく過程のことを言います。



この計画は、市民との連携・協働により取り組んでいく計画であるため、進捗状況を取りまとめて市民へ公表・報告し、効果的な進行管理を行います。

市は、計画の推進にあたって、庁内関係各課間の連携を図り、全庁的に施策を展開していくため、毎年、関係各課による計画の進捗状況の点検・自己評価を行います。

市社会福祉協議会は、「理事会」・「評議員会」で計画の進捗状況等を報告するとともに、評価・見直しを行い、計画の推進を図ります。

あったかさえあいプラン 南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画

《概要版》

令和2年3月

編集

南房総市 保健福祉部 社会福祉課
Tel：0470-36-1151
社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会
Tel：0470-44-3577



南房総市イメージキャラクター
「みなたん」



南房総市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「みなみん」